Juvenile Training School Juvenile Classification Home Sendai Regional Correction Headquarters 仙台矯正管区少年施設広報誌

2023年2月号 vol. 92

少年院·少年鑑別所 法務教官·矯正心理専門職



特集:現役法務教官・法務技官にインタビュ

現場の生の声をお届け!ペテラン職員と若手職員のお二人に、されざれの観点から矯正について語っていただきました!!

仙台矯正管区第三部長 上野 友靖

「健全育成」の中くえ ―少年院処遇の現場から 施設の取組 盛岡少年院

特定生活指導「成年社会参画指導」 の実施について

仙台少年鑑別所 (盛岡少年鑑別支所・山形少年鑑別支所) 非行や逸脱行動のある年長少 年に対する様々な働き掛けに



健全育成」のゆくえ

犯防止」は、受刑者処遇の目的でもあります。
犯防止」は、受刑者処遇の目的でもあります。
犯防止」は、受刑者処遇の目的でもあります。
犯防止」は、受刑者処遇の目的でもあります。
犯防止」は、受刑者処遇の目的でもあります。

デルを想定するのではなく、むしろ少年の個性 うち、「健全な社会人」については、定型的なモ 通常の社会生活を営むことができる「健全な社 はなく、その少年が抱えている問題を解決して、 個性味豊かな人間として成長する等、少年の福 会人」に成熟させることも含まれています。その 諸説ありますが、再非行を防止することだけで 研究が進められています。健全育成の内容には 原理(侵害原理、保護原理)を用いて、理論的な 法研究者によって、法哲学上の概念である介入 全育成理念については、澤登俊雄教授等の少年 実現されるべきであるとしています。その後、健 その他の行動科学に裏付けられた方法によって 想定する近代民主的な人間観に立ち、教育学 の教化のような手段ではなく、教育基本法等が す。健全育成は、戦前の国家的管理統制のため 行防止だけを目指すものでもないということで 年法を刑事法の一環の特別法と狭く解し、再非 祉の面だけを強調するものではなく、一方、少 れは、少年の持つ秘められた可能性をひき出し、 であるとしています。森田元裁判官によると、こ

な人間観に通ずるものがあります。れています。これは、個々の少年それぞれに異なるものであり、森田元裁判官のいう近代民主的的な面も十分に考慮に入れて想定すべきといわ

成の内容を実現する処遇の在り方を示していま はない規定です。「健全な育成(に資する処遇)」 処遇)」(院法15②)等は、刑事収容施設法上に する処遇)」(院法1)、「最善の利益の考慮(した の執行の共通の目的ですが、「健全な育成(に資 更生及び円滑な社会復帰」(院法1)は、少年・ 法(平成26年法律第58号)です。同法上の「改善 方等を背景にして策定されたのが、現行少年院 第3条に規定される重要な用語であり、健全育 考慮(した処遇)」は、児童の権利に関する条約 ます。また、同法第15条第2項の「最善の利益の 現する施設、であることを明確に位置付けてい 付けるとともに、「少年院は健全育成理念を実 育成」と同義であり、少年法と少年院法を関連 は、少年法第1条に規定される「少年の健全な 成人を問わず、施設収容を伴う保護処分・刑罰 このような健全育成理念に関する理論や考え

> 仕組等を定めています。 仕組等を定めています。 仕組等を定めています。 仕組等を定めています。 仕組等を定めています。 せいう目的に限定されない多様な処遇が用意さ ないう目的に限定されない多様な処遇が用意さ ないう目的に限定されない多様な処遇が用意さ は、手非行防止

仮に、健全育成の内容を再非行防止(再犯防仏に、健全育成の内容を再非行防止(再犯防仏)とすれば、在院者処遇と受刑者処遇の差は、一人の被収容者にかける教育的処遇の時間数の違いがあるはずです。結果的に処遇合め質的な違いがあるはずです。結果的に処遇合め質的な違いがあるはずです。結果的に処遇合め質的な違いがあるはずです。結果的に処遇の内容が似ているものとなっても、その出発点で内容が似ているものとなっても、その出発点で内容が似ているものとなっても、その出発点で内容が似ているのです。



成 年 社 会 参 画 指

今回は盛岡少年院で実施した2つの講話について御紹介します。 任を有する社会の一員として生活していくための知識や心構えを身 りました。成年社会参画指導は民法上の成年となった者に、権利と責 というワークブックですが、それを補うための講話等も実施しており、 に付けるための指導です。指導の中心となるのは「大人へのステップ」 成人年齢の引き下げにより、18歳、19歳の者は民法上の成年とな

法 教

がどのように変化するのかを理解させる 的に考えることができたようでした。 なかった「成年になること」について現実 た。在院者の多くが、あまりピンと来てい いった内容について、お話しいただきまし か、非行や犯罪をするとどうなるのかと どういうことなのか、「ルール」とはなに 方をお招きしました。「大人になる」とは た。講師には法律のプロである弁護士の ことを目的に法教育講話を実施しまし 成年になることで、社会的責任や立場

講 話

topics

受講し

眼の形をした花壇?

た少年の感

私は親に頼ることが嫌いな性格なので、 成年となり、自分で物事を決めるという ことがうれしいと思っています。その半

面、自分に責任が付いてくることは不安

でもあり、これからは良く考えて生活し

ていこうと思いました。



眼の花壇は宮澤賢治先生が設計した花壇 「Tearful Eye」を宮澤家の了解を得て、昭和54 年に盛岡少年院で再現したものです。「涙ぐんだ 眼」と名付けられた眼の花壇は、盛岡少年院のシン ボルであり、「世の人のために涙する人たるべき」道 標になってほしいという願いが込められています。



眼の花壇の植栽に御協力い ただいた更生保護女性会、保 護司の方に、アグリコースで 育てた大根を贈呈→

⊷製品企画科アグリコースの 在院者が、更生保護女性会、保 護司の方と一緒に目の花壇に



後講した少年の感然

社会で生活していた頃は、何も考え ずに手元にあるお金を使ってしまって、 生活が苦しくなり、儲け話を聞くと 乗ってしまうことを繰り返していました。 貯金なんかしたことなかったけれど、 500円貯金から始めようと思いました

消費者教育 講 話

の具体例と対処法、お金との付き合い 機場面を回避するために、社会人とし も起こりうることなのだと実感した様 ただいたことで、在院者も自分たちに ました。具体的な事例を挙げて説明い いただき、契約とは何か、契約トラブル た。岩手県金融広報委員会の方に来院 目的に消費者教育講話を実施しまし 子でした。 方といった内容についてお話しいただき て必要な知識を身に付けさせることを 金銭トラブルや契約トラブル等の危 opics

3つの施設?支所?

組織改編に伴い、仙台少年鑑別所を 本所とし、平成30年4月に盛岡少年鑑 別支所が、平成31年4月には山形少年 鑑別支所が加わり、新たな組織として 運営を開始しました。









な年非 長行 少

健全な育成に向少年鑑別所在所者の け 7

育」については、職員が協力して教材を作成しまし いと考え、「主権者教育」、「消費者教育」、「人権教 に、「大人」になる上で正しい知識を持ってもらいた ているほか、18歳以上を成年とする民法改正を機 の協力を得ながら進路指導や教科教育などを行っ 当所では、在所者の年齢や特性に応じ、民間の方

要な意味を持つことから、その意義について丁寧に 導を受けている期間は、言わば「大人」として扱わ 観察などの決定が言い渡されますが、これらの指 れる前の最後の期間であり、彼らの人生において重 また、審判の結果、在所者の大半は少年院や保護

説明し、必要な助言を行っています。





年が、少年院出院時には18歳以上であり、今後、 る生き方をしていってほしいと願っています。 標や計画を策定・修正したり、再非行のリスクを評 る課題や強み、成長した点などを確認し、教育目 の結果(見立て)、少年院での在院者との面接や行 けて支援を行っています。少年鑑別所で行った鑑別 年院と協力して再非行防止と円滑な社会復帰に向 必要な対応を検討したりしていますほぼ全ての少 定し、社会復帰を支える関係機関の方々も共に、 得られた情報を基にして、定期的に在院者の抱え 動観察、少年院の職員とのカンファレンスなどから 者に、在院期間を通して少年鑑別所も関わり、少 人として、社会人として、自分も他人も大切にでき 仙台少年鑑別所から東北少年院に送致した在院

あ

施設内処遇と社会内処遇を

がある対象者への支援においては、関係機関か 実施して生活や家族関係について指導や方向 多くの機関と連携しながら、定期的に面接を 定着支援センターを始め、福祉や医療領域の ば行っています。20歳を超えた対象者も少なく いと思います と感じており、今後も積極的に関与していきた ら法務教官の指導力に期待されることが多い 付けを行ったケースもあります。少年院入院歴 なく、それだけ問題も複雑と言え、地域生活

接や心理検査結果のフィードバック等をしばし を踏まえた社会内処遇への助言、継続的な面

少年院を仮退院した2号保護観察対象者に 、現状についての心理アセスメントとそれ

に雇用したのは、1号又は2号保護観察中の

を非常勤職員として雇用しています。これまで 止に向けた取組の一環として保護観察対象者 仙台少年鑑別所では、平成27年から、再犯防

> す。 さを学び、新たな進路へと旅立っていっていま じて、働くことのやりがいや地道な取組の大切 象者も一生懸命取り組み、真面目な仕事ぶり ど)についても丁寧に教えています。いずれの対 する場合は事前に連絡する、仕事上で分から ナー(時間を守って出勤する、休む場合や遅刻 働いた経験のない者も多く、作業の手順ややり て担当してもらっています。これまで安定して の入力などで、対象者の希望や適性を踏まえ 備、資料の整備・製本、パソコンを用いたデータ 内容は、所内の清掃や植物の管理等の環境整 17歳から21歳までの男性延べ8名です。仕事の ないことがあったら上司・先輩に確認をするな 方はもとより、働く上での基本的な心構えやマ を評価されたり、給料を得たりする経験を通







oPi CS

犯 ٤ **〈**" は

罪を犯すおそれがあるということを意味する穂 まだ罪を犯したわけではないが、環 ・性格などの面から、将来的に法を犯す恐れが みなされる少年をぐ犯少年と呼びます。

厳密には何の罪も犯していないけど 家庭裁判所の審判の対象になることがあるんだね

地 犯傾向のある年長少年への働き掛け 助 外来相談) お け る

があります。切れ目のない支援体制の構築に向けた取組も、「いつでも」、「どこでも 学校を卒業したり、児童福祉法上の措置の対象外となったりしたことを機に、特別 や友人といった身近な人との関わり方が変化することへの柔軟な対応が難しいこと 象者の場合、新たな環境に自分の居場所や出番を見つけることや、それに伴って家族 支援高等学校や児童相談所から援助を引き継ぐことがあります。ぐ犯傾向がある対 支援を受けてきた機関から支援が受けられなくなる場合があります。具体的には、 いことです。18歳という年齢は、新たな環境での生活が始まる時期であり、これまで 援助ができる当センターの重要な役割の一つであると認識しています 法務少年支援センターの特徴の一つは、依頼を受ける援助対象者の年齢制限がな



yellow

添務教官インタビュへ

法務教官の仕事は奥深い





一現在担当している業務について

現在は集団寮主任を担当しています。職業 指導実習では製品企画科で版画印刷や農園 芸の担当をしています。

一矯正職員のやりがい、大変なことについて

当院は、中学生から20歳前後の少年・特定 少年を収容しており、その年齢に差があること、 また、生まれ育った環境、個々が抱える非行 性・犯罪性の違いがあることなどにより、一つ の指導では各個人へ行き届くわけではなく、 個々に応じた対応を探し、指導をすることが大 変です。

一方、指導により少年自身が入院時にはできなかった計算や書けなかった漢字が書けるようになったり、体育での身体を動かせるようになるなど、上達具合は目を見張るものがあります。また、できるとの自信を得られ、認められてくると、顔つき、目つき、考え方などにも変化が現れ、出院時の満面の笑みを見られたときは、この上のない喜びを感じますね。

農園芸主任時には、野菜嫌いな少年が自身 で育てた野菜をもったいなくて残せませんと 言って美味しそうに食べる姿を見たときは、食 生活にまで影響を与えるなんてすごい仕事だ なと思いましたね。

ー以前と比べて、施設に入院してくる少年の 印象の変化について

拝命して数年後には、世間は暴走族の全盛期?を迎えていて、少年鑑別所、少年院ともに100%を超える収容率の施設が多くありまし

た。地域差はあると思いますが、そのころは、 個人の欲求を満たす目的は今も変わりません が、集団で行動しての非行が多いとともに、上 下関係はわきまえ、個人の都合より所属する 集団を優先させるような少年が多かった印象 ですね。それと同時に、勉強はできませんが体 は丈夫ですという少年が多くいました。

対して最近は、詐欺関係の財産犯や薬物事案など個人での犯罪が増えたことや躾ができていない少年の多さ、礼儀や言葉遣いができない少年が増えています。特に、当院に設置されている教育コースの一つである「支援教育課程(N3)」の対象の少年は、発達障害を有している者がほとんどで、定期投薬の精神薬をはじめ、頓用に頭痛、腹痛、便秘薬などを処方され、多くの少年が服用しており、薬依存とまではいかないかもしれないが、体の不調を訴える少年が増加しています。

共通しているのは、少年の社会経験の未熟さからくる思考の範囲の狭さ、物事を柔軟に受け止められないことがある点や、少年が職員と接する中で様々な考え方等に触れ、受け入れたときの変化する姿は、昔から変わらないと思いますね。

−盛岡<mark>少年院での特定少年に</mark>対する 処遇の特色について

特定少年が社会の一員として主体的に判断し、行動ができるようになることが理想であり、 ①成年社会参画指導の中核プログラム「大人へのステップ」②法教育として外部講師による講話③e-net講座のほかに、コミュニケーションスキルや感情コントロール能力を向上させるために、アンガーマネージメントプログラムを 実施しています。

当院に送致されてくる少年であっても、その 特性は個々に異なることから、個々の在院者 にあった指導内容を策定していく必要がある ところ、発達障害を抱える「支援教育課程 (N3)」の少年については、より細やかな指導 が必要になります。

また、①の「大人へのステップ」のプログラムは、原則18歳以上の少年が対象ですが、出院後に18歳を迎える少年についても、権利や義務の確認、大人になることへの心構えを持たせる意味でも実施しています。

今後の展望として、同年齢を指導している高等学校等の協力が得られれば、授業の見学・教諭との意見交換を通して、指導に幅が持たせられるのではないかと思っています。

一今後の個人的な展望や目標について

定年まであと数年、初心を忘れず健康で仕事ができることが今の目標です!





社会情勢や変化に敏感でありたい



一現在担当している業務について

非行少年と面接をして、非行の原因と再非行防止の方法を考える鑑別業務と、地域の方、機関からの非行・犯罪についての相談を受ける地域援助業務をしています。

一矯正職員のやりがい、大変なことについて

少年との面接では、色々と話してくれる子もいますが、全然話してくれなかったり、知的な制約の影響で本人から余り話を聞き出せなかったりと、非行の原因を見立てるための情報を得られにくい場面では、大変さを感じることがあります。情報を引き出すための何かしらの糸口を見付けられたり、自分なりに非行の原因について理解できたりしたときは達成感になって大きなやりがいになっています。

地域の方からの相談に対応するときは、非行の原因を見立てるアセスメントだけではなく、問題解決に向けてのトリートメントも求められ、まだまだ勉強中の身もあって難しさ、大変さを感じることが多いです。その一方で、ケースによっては対象者と長くかかわることができるので、対象者の変化を実感することができ、自分のした介入の答え合わせをできることは面白いです。

また、時代や社会の変化に伴って、新しい ニーズが出てくるので、それに応えるために、 自分の心理学の知識や技能をアップデートす ることは大変ですが、まさに専門職という面白 みもあるかなと感じています。

一この業界を志したきっかけは?

私は元々教員志望で教育学部に進学したの

ですが、授業の中で心理学について学ぶうちに、心理学ってよく分からないなぁ、じゃあ勉強してみるかという安直な気持ちで大学院まで進学しました。大学院まで心理学を学んだのなら、その専門性を活かせる仕事に就かないともったいないという気持ちもあり、色々な心理職の領域を検討したところ、人は何で犯罪を起こすんだろう?と素朴な疑問から非行・犯罪の域に興味を持ち調かるようになりました。その中で、非行少年との面接といった臨床の他にも、法務技官の方々が論文をたくさん発表して研究をしていることを知り、臨床と研究の双方ができることに魅力を感じてこの業界を志すに至りました。

実際に矯正職員になってみると、法務技官という心理の専門家でも、保安面について求められることの多さに驚きました!護身術だったり、手錠の訓練だったり、民間の心理職にはないことだと思うので、矯正の心理職でなければ中々経験できないことだと思っています。個人的には仕事を頑張る上では、ベースとなる労働環境や待遇も重要だと思っているので、その点で言うと国家公務員という安定した給料や福利厚生は大きな後押しになりました。

ー社会で成年年齢が引き下げられた今、 施設に入所してくる18歳以上及び間もなく 18歳になるような少年に対して思うこと

犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲において処分について判断されるようになり、身近で検察官送致決定になる者が増えた感覚があり、変化は大きいように思います。特定少年は自律的主体としての位置づけなのは理解できますが、それでも要保護性が高い

と思う少年は多く、社会から求められることと 実際に対峙する少年の幼さのギャップに色々と 考えさせられることがあります。

そうした少年を保護処分で抱えられなくなったところは、刑事施設や社会内処遇や地域社会で働き掛ける機会や期間など選択肢が広がれば良いなと思いがある一方で、地方だと地域社会の資源が限られていることもあって、特定少年に対しては複雑な気持ちを抱くことが多いです。

一今後の個人的な展望や目標について

所属施設の後押しがあって、犯罪心理学会 で発表をすることができたので、今後も研究活 動を地道に続けていきたいと思っています。

また、この一年は地域援助の担当ケースが多くなって、自分の知識では対応しきれない歯がゆさや悔しさを感じることがあったので、胸を張ってアセスメントだけではなく、トリートメントもできると言えるようになりたいです。

プライベートでは、ランニングが趣味なので、 転勤があることを活かして色々な地域のマラソンの大会に挑戦してみようと考えています (笑)!



少年院の行事予定

蓝岡少年院

- 1月 成人式、資格・検定試験(危険物、珠算)
- 2月 検定試験(漢字)
- 3月 彼岸法要、卒業証書授与式、資格・検定試験(溶接、珠算)
- 観桜会、資格取得講座 (フォークリフト) 4月
- 運動会、資格取得講座(アーク特別教育)、資格・検定試験 (珠算) 5月
- 6月 焼肉昼食会、資格取得講座(小型車両系建設機械、ガス溶接技能講習) 資格・検定試験 (危険物、漢字)

年院

- 1月 20歳の集い、各種資格試験 (液化石油ガス設備士)
- 技能五輪宮城県大会(配管の部)各種資格試験(3級建築大工) 2月 僕のメッセージ (被害者手記読書感想発表会)
- 彼岸会法要、卒業式、僕のメッセージ(被害者手記読書感想発表会) 3月 各種資格試験 (溶接検定、3級ガソリン自動車整備士) 東日本大震災体験者による講話
- 観桜会 4月
- 僕のメッセージ(被害者手記読書感想発表会) 5月 各種資格試験(液化石油ガス設備士)、太白山登山
- 各種資格試験 (消防設備士) 6月

- 1月 はたちの集い、意見発表会、資格取得試験(コンピュータ技能評価試験)
- 2月 節分、義務教育科期末試験 資格取得試験(販売士検定、珠算検定、コンピュータサービス技能評価試験)
- ひな祭り、資格取得試験 (コンピュータサービス技能評価試験) 3月
- 観桜会、資格取得試験 (コンピュータサービス技能評価試験) 4月
- 資格取得試験 (コンピュータサービス技能評価試験) 5月
- 6月 運動会、資格・検定試験(珠算検定、コンピュータサービス技能評価試験)

※記載している行事予定は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、中止や延期等の可能性もありますのでご了承ください

を紙字:真について

表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載し ています。毎年同院では、職業指導の一環と して行っている版画指導で在院者が作成した版画作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「岩手復興の歩み2022」。本号には、岩手県陸前高田市にある施設「道の駅 高田松原」を題材にした 版画作品を掲載しました。









過去の記事は下記ホームページに掲載中! 今すぐ検索!QRコードはこちらから!→

仙台矯正管区





仙台矯正管区フロントページ https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00002